金ケ崎町土地開発公社の分譲地購入で土地代金の15%をキャッシュバック！

✿対象分譲地の購入で土地売買代金の１５％に相当する額をキャッシュバックします。

✿対象者…対象分譲地の土地売買契約を金ケ崎町土地開発公社と締結し、土地代金の全額を納入された方

✿お問合わせ先　金ケ崎町土地開発公社（金ケ崎町役場３階）
℡　0197-42-2111

住宅用太陽光発電システムの導入で補助金を交付

✿対象者…町内に住所があり、国の『住宅用太陽光発電導入支援補助金』の補助金交付決定通知書を受けた方

✿お問合わせ先　金ケ崎町役場　総合政策課
℡　0197-42-2111

他にも、
★大型スーパー・温泉施設・ゴルフ場・スポーツ施設もあり！
★金ケ崎診療所は早朝（受付時間７時半～）・土曜日の診療にも対応！
★北上・水沢へのアクセスに便利！　など魅力がいっぱい♪

金ケ崎町に住宅を建てようとする方へ補助制度があります

✿住宅金融支援機構または金融機関等から融資を受けた持家建設者の申請により、支払利子の一部を補助します。

✿対象者…町内に自ら居住するための住宅を新築または購入しようとする方で、住宅および住宅に付随する宅地の購入のため金融機関等から融資を受けた方

✿お問合わせ先　金ケ崎町役場　商工観光課
℡　0197-42-2111

チャイルドシート購入費用と予防接種（おたふく・水ぼうそう）の費用を助成

✿対象者　①チャイルドシート購入費用…町内に住所を有する新生児の保護者で、町内に住所を有し、新生児と同居している方

②予防接種費用…町内に住所を有する満１歳以上５歳未満（接種時）の幼児の保護者

✿お問合わせ先　金ケ崎町保健福祉センター
℡　0197-44-4560

平成25年度安心子育てサポートプロジェクト事業

チャイルドシート購入費用を助成します お子さんが生まれたら申請を!!

助成対象者
町内に住所を有する新生児の保護者で、町内に住所を有し、新生児と同居している方

助成対象となるチャイルドシート
①出生前から出生後1カ月以内に購入したもの
②道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第22条の5 に規定する基準に適合しているもの
③乳児用、幼児用、学童用のどれでも可

助成額
1台の購入価格の2分の1で、上限10,000円
(100円未満切捨)
※ただし費用助成は新生児1人につき1回限り

申請期限
生後1ヶ月以内に申請すること

申請に必要なもの
①**補助金交付申請書**（保健福祉センター備え付け）
②**領収書**　(購入日、購入金額、品名が記載されたもの)
③**申請者本人確認できる書類**
(運転免許証など)
④**取扱説明書**
⑤**振込先口座番号**が確認できるもの
⑥**印鑑**

予防接種(おたふく・水ぼうそう)の費用を助成します

助成対象者
金ケ崎町内に住所を有する満1歳以上5歳未満(接種時)の幼児の保護者

助成対象となる予防接種
①おたふくかぜ
②水痘(水ぼうそう)

助成額
ワクチンの接種費用
(それぞれのワクチン上限10,000円)
※ただし幼児1人につきおたふくかぜ・水痘のワクチン接種費用助成はそれぞれ1回限り

申請に必要なもの
①**任意予防接種助成申請書**
(保健福祉センター備え付け)
②**領収書**
③**ワクチン予防接種済証**または
母子健康手帳
④**振込先口座番号**が確認できるもの
⑤**印鑑**

不妊に悩む方へ

不妊治療（体外受精及び顕微受精に限る）費用の一部を助成します

助成対象者
次の①と②の条件を満たす方
①町内に住所がある方
②県の特定治療費支援事業助成金を受けている方

助成対象となる治療
保険診療の適用とならない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)

助成額
1回の治療につき5万円まで(夫婦1組につき、対象となる治療にかかった医療費から、県の助成金額を除いた額)

その他
県助成金の交付決定通知書の交付を受けた後、申請をすること。

申請に必要なもの
①不妊に悩む方への**特定治療支援事業助成金交付申請書**(保健福祉センター備え付け)
②不妊に悩む方への**特定治療支援事業助成金の交付決定通知書**
③不妊に悩む方への**特定治療支援事業受診等証明書**
④指定医療機関の発行した**特定不妊治療費に係る領収書**
⑤**振込先口座番号**が確認できるもの
⑥**印鑑**

申請先・問合せ 金ケ崎町保健福祉センター 電話 0197-44-4560